部長会議資料令和7年10月2日

茅 ヶ 崎 市 記 者 発 表 資 料 2 0 2 5 年 1 0 月 1 日 企画政策部秘書課 課長 吉川 美香 電話 0467(82)1111 内線 1549

ちがさきの"今"を市長が発信 茅ヶ崎市長公式 Instagram を開設!

市では、市ホームページや広報ちがさき、各課の SNS などを通じて市政情報を発信していますが、 このたび、市長が自ら発信者となり、より身近で親しみやすい茅ヶ崎の情報をお届けすることを目的に、 市長の公式 Instagram アカウント「@chigasakicity_mayor」を開設しました。

本アカウントを通じて市長の活動や市政の魅力を効果的に発信し、市民の皆さまの市政への関心と 共感を深めます。さらには、茅ヶ崎市の魅力を市内外に広く周知することで、まちのブランド力向上に 貢献してまいります。

1 アカウント詳細

(1) 運用開始日 2025年10月1日(水)

(2) アカウント名(ユーザーネーム)【公式】茅ヶ崎市長 佐藤光

(@ chigasakicity mayor)

(3) 今後発信予定の内容

- ・市長の日々の公務や活動の様子
- ・市の政策やイベント、地域の魅力に関する情報
- ※その他市政全般に関する情報を随時配信予定

(4) 投稿頻度

随時投稿予定

2 問い合わせ

秘書課秘書担当 電話 0467(82)1111 内線 1542

< chigasakicity_mayor

L/

NEW

【公式】 茅ヶ崎市長 佐藤光

投稿 フォロワー フォロー中

「笑顔と活力にあふれ みんなで未来を創るまち 茅ヶ崎」 市長の活動、市政の魅力など、ちがさきの今を発信していきま

*個別のコメント等には対応しておりません、ご了承ください。

www.city.chigasaki.kanagawa.jp

トップ画面



@CHIGASAKICITY_MAYOR

二次元コード

茅ヶ崎市秘書課秘書担当 Instagram アカウント運用ポリシー

茅ヶ崎市秘書課秘書担当は、Instagram(「アカウント名:@chigasakicity_mayor」。以下、「本アカウント」という。)を活用した情報発信を行っています。

1. 目的

市長の活動や市政の魅力を効果的に発信し、市民の市政への関心と共感を深めます。また、茅ヶ崎市の魅力を市内外に広く周知することで、まちのブランド力向上に貢献することを目的とします。

2. 発信内容

- (1)市長の日々の公務や活動の様子
- (2)市の政策やイベント、地域の魅力に関する情報
- (3)その他、市政に関する情報で運用管理者が承認した情報
- 3. 運用管理者及びアカウント取得者 茅ヶ崎市企画政策部秘書課長とします。

4. 運用担当者

- (1) 茅ヶ崎市企画政策部秘書課職員
- (2) その他、運用管理者が必要と認めた者

5. メッセージやコメント等への対応

本アカウントを通じて寄せられる意見や提案、及びダイレクトメールは原則として返信しませんので、あらかじめご了承ください。ただし、投稿した内容に関することで必要と認める場合には返信や「いいね」等のアクションを行うものとします。

6. 禁止事項

次に該当する行為(があった場合は、予告なく投稿の削除やアカウントのブロック等を行います。

- (1) 特定の個人、企業、団体、国、地域を誹謗中傷するもの
- (2) 人種・思想・信条等の差別又は差別を助長させるもの
- (3) 市を含む他者になりすますもの
- (4) 本アカウントが発信する内容の一部又は全部を改変するもの
- (5) 虚偽又は著しく事実と異なるもの及び単なる風評や風評を助長させるもの

- (6) 広告、宣伝、勧誘、営業活動、その他営利を目的としたもの
- (7) 政治、宗教活動を目的とするもの
- (8) 著作権、商標権、肖像権などの市または第三者の知的所有権を侵害する恐れのあるもの
- (9) 法律、法令等に違反している内容、または違反する恐れがあるもの
- (10) 犯罪行為を助長するもの
- (11) 公の秩序または善良の風俗に反するもの
- (12) 本人の承諾なく個人情報を特定・開示・漏えいするなど、個人のプライバシーに関わるもの
- (13) 有害なプログラム等
- (14) わいせつな表現などを含む不適切なもの
- (15) 同一利用者により繰り返し投稿される同一内容のコメント等
- (16) Instagram の利用規約に反すると思われるもの
- (17) その他、他人に不利益を与えるなど、市が適当でないと判断したもの

7. 知的財産権

- (1) 運用管理者又は運用担当者が発信した情報について、運用管理者が承認した場合を除き、他の者が無断で転載等を行うことはできません。私的使用又は引用等、著作権法上認められた行為により引用等を行う際は必ず出所を明示するようにします。
- (2) 利用者が投稿したコメント等にかかる著作権等は、投稿を行った本人に帰属します。 ただし、そのコメント等を運用管理者又は運用担当者が再投稿するにあたっては、そ の利用目的を特定し、当該第三者が原著作権者であることを確認し、利用及び改変 等の許諾を得たうえで再投稿を行うこととします。当該画像・動画にかかる著作権等 は、当該投稿を行った当該第三者本人に帰属しますが、再投稿されたことをもって、 当該第三者は市に対し著作人格権を主張せず、行使しないものとします。
- (3) 運用管理者又は運用担当者は、第三者が投稿した画像・動画をアカウント上での再 投稿を行うことができます。ただし、当該再投稿にあたっては、その利用目的を特定 し、当該第三者が原著作権者であることを確認し、利用及び改変等の許諾を得たうえ で再投稿を行うこととします。当該画像・動画にかかる著作権等は、当該投稿を行っ た当該第三者本人に帰属しますが、再投稿されたことをもって、当該第三者は運用管 理者又は運用担当者及び茅ヶ崎市に対し著作人格権を主張せず、行使しないものと します。

8. 免責事項

(1) 運用管理者は発信する情報の正確性、完全性等には最新の注意を払いますが、その 全てを保証するものではありません。

- (2) 他の利用者が投稿した情報又はURL等により移動した第三者が運営するウェブサイトの情報等について、一切の責任を負いません。
- (3) 利用者が利用したこと、若しくは利用できなかったことにより生じたいかなる損害についても、一切の責任を負いません。
- (4) 利用者間もしくは利用者と第三者間にトラブルや紛争が発生した場合であっても、 一切の責任を負いません。
- (5) 上記(1)~(4)の他、本アカウントに関連する事項に起因または関連して生じたいかなる損害について、一切の責任を負いません。
- (6) 運用管理者及び運用担当者は、予告なく、掲載した情報を変更又は削除することがあります。

9. 決裁

- (1) 運用担当者の権限
 - ア 市長の日々の公務や活動の様子に関する情報の発信作業
 - イ 市の政策やイベント、地域の魅力に関する情報の発信作業
 - ウ その他、市政に関する情報で運用管理者が承認した情報の発信作業
- (2) 運用管理者の権限
 - ア アカウント情報の登録及び削除
 - イ 発信内容の承認
 - ウ 誤った投稿内容の削除又は修正
 - エ 個人を特定できる情報(予め本人に許諾を得ている場合を除く)など、前項に掲げる 内容以外の情報の発信

10.ポリシーの変更

本ポリシーは、予告なく変更することがあります。

11. アカウントの終了等

本アカウントは、予告なく公開の終了又は閉鎖することがあります。